

日本美容皮膚科学会 会員の先生方へのお知らせ

件名：『医療法における病院等の広告規制について』の実施手順書(ひな型)について

この度、8月22日開催の「第4回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、標題の『医療法における病院等の広告規制について』の実施手順書のひな型が了承されました。

厚生労働省医政局からの、実際の自治体あての事務連絡は添付した様なものとなります(厚生労働省医政局総務課, 令和6年8月23日)。

[\[https://www.mhlw.go.jp/content/001294124.pdf\]](https://www.mhlw.go.jp/content/001294124.pdf)。

本文書は各都道府県等に対して、医療広告ガイドライン第6の4(2)

[\[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html\]](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html)をもととした手順書を整備すること。そして、策定した手順書に則り、都道府県等で実際に対応した指導・措置等の事例をもとに、対応の手順や設定期限について技術的な助言がなされたものとなります。

今後は本書に基づき、各都道府県等において指導・措置等の手順書が整備されますので、各自お目通し頂き、今から本件に対してご準備をいただく様、お願い申し上げます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人 日本美容皮膚科学会 理事長 須賀 康

2024年9月12日